

# 令和3・4年度競争入札参加資格審査申請書の提出について

(建設工事、測量・建設コンサルタント等)

## 1 資格申請をできる者の範囲

申請できる方は、次に掲げる要件に該当することが必要です。

- (1) 申請書を提出する日において、建設工事業者にあつては建設業法に基づく建設業の許可を受け、かつ、同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けている方。また、測量・調査・建設コンサルタント等業者にあつては測量法、地質調査業者登録規程、建築士法又は建設・補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けている方。ただし、建設工事の施工に付随する試験、調査等で法令に基づく登録を要しない方は除きます。
- (2) 申請時点において、納期限の到来した市税等を完納している方。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない方及び同条第2項に該当し、その事実があった後2年を経過した方。
- (4) 建設業者については、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入している方。  
ただし、雇用保険については、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務、健康保険については、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務が無い方は除きます。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない方。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である方。
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している方。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている方。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している方。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している方。

## 2 申請期間

令和3年2月1日から2月28日までの期間(土・日・祝日を除く)。

※事務処理の関係上、できるだけ早期提出にご協力ください。

なお、令和3年5月6日より、年度途中においても随時受付いたします。

## 3 申請方法

受付期間中にインターネットによる申請(以下「電子申請」という。)を行った後、書面による申請を持参又は郵送で行ってください。(郵送の場合は、受付期間最終日の消印があるものまでを有効とします。)電子申請、書面による申請の両方が受付期間内に終了していない場合は受付しません。持参、郵送どちらでも受付いたします。

※提出書類の記載事項等に不備があるものは、返送(返送費用等は申請者負担)する場合がありますので、十分に記載事項等を確認してから書類を提出してください。

持参の場合の受付時間は、午前9時～午後5時です。(時間厳守)

※窓口を持参された場合でも、その場で審査は行わず受付のみ行います。

## 4 電子申請

市ホームページ内から入札参加資格申請システムに入り、電子申請を行ってください。

(システム稼働時間:土・日曜日及び祝日を除く平日の午前8時00分から午後8時00分まで)

## 5 書面による申請

(1) 提出書類は、指定色のファイル（日本工業規格A4の大きさのものに限る）に綴ってください。

	建設工事	測量・建設 コンサル
県内業者	桃色	水色
県外業者	緑色	灰色

・ 県内業者＝本社・本店が石川県内にある業者

・ 県外業者＝本社・本店が石川県外にある業者

(2) 提出書類は、申請区分ごとに下表の1から19までの書類番号順でファイルに綴ってください。

(3) ファイルの表紙と背表紙に「令和3・4年度 競争入札参加資格審査申請書」と「商号又は名称」を記載してください。(提出用ファイル記載例 参照)

(4) 持参、郵送どちらの場合も、審査結果通知送付用の封筒（宛名記載、切手貼付）を提出用ファイルとは別に必ず提出してください。

○は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類（\*は様式あり）

書類 番号	書 類 の 名 称	建設工事	測量・建設 コンサル	
1	競争入札参加資格審査申請書	○	○	*
2	許可証明書又は登録証明書（写し）	○	○	
3	経営事項審査総合評定値通知書（写し）※1	○		
4	委任状（該当者のみ）※2	△	△	*
5	営業所一覧表（該当者のみ）※3	△	△	*
6	使用印鑑届	○	○	*
7	技術職員総括表	○	○	*
8	技術職員名簿※3	○	○	*
9	経営規模等総括表		○	*
10	完成工事高（総括表）直前2年度分	○		*
11	工事経歴書 直前2年度分※3	○		*
12	業務実績（総括表）直前2年度分		○	*
13	業務経歴書 直前2年度分※3		○	*
14	決算報告書 直前2年度分 （個人の場合は確定申告書の収支内訳書）		○	
15	羽咋市暴力団排除条例に関する誓約書及び役員等名簿	○	○	*
16	商業登記簿謄本（コピー可）※4	○	○	
17	納税証明書 市内業者及び市内に営業所がある業者 （市税・県税・国税）※4・5・6	○	○	
	納税証明書 県内業者及び県内に営業所がある業者 （県税・国税）※4・5・6	○	○	
	納税証明書 県外業者（国税）※4・5・6	○	○	
18	主観点数用調査票（市内建設業者のみ）※7	△		*
19	審査結果通知送付用の封筒（宛名記載、切手貼付）	○	○	

※1 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの総合評定値通知書の写しを提出して

ください。

また、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの総合評定値通知書の写しについては、建設業許可行政庁から届き次第、随時提出してください。(建設業者の格付点数は年度毎に付与しますので、令和3年4月からの格付点数の付与に間に合うよう早期に提出してください。なお、提出が遅れた場合は、提出された時点で格付点数を付与します。)

- ※2 委任状は、建設業者にあつては、建設業法上の営業所であつて、かつ入札参加を希望する業種について、許可を受けている営業所についてのみ提出することができます。その場合は、営業所一覧表を添付してください。
- ※3 記載内容が同様であれば他の様式でも可。(技術職員名簿は申請時点で最新の名簿を提出してください。)
- ※4 商業登記簿謄本・納税証明書は、発行日から3か月以内のものを添付してください。
- ※5 コピー可。国税は、様式「その3の3」(法人)様式「その3の2」(個人事業者)。県税は様式「第2号の3」。(税務署では、納税証明書の電子申請・書面発行を行っています。詳しくは税務署へお尋ねください。)
- ※6 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」の適用を受けた事業者については、税務署において納税証明書が発行できないため、納税証明書の代わりに「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」をご提出ください。
- ※7 市内に主たる営業所を置く建設業者のうち主観点数の付与を希望する方は提出してください。羽咋市内に主たる営業所を置く業者以外の方に対する主観点数の付与はありませんが、指名停止措置にかかる主観点数は減点するものとします。(主観点数用調査票を提出する必要はありません。)

## 6 有資格者名簿

参加資格があると認めるときは、競争入札参加資格者として決定し、競争入札参加資格者名簿に登載し、書面により通知します。

## 7 競争入札参加者の資格の有効期間

【定期申請】令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

【随時申請】資格決定の日(受付は令和3年5月6日以降)から令和5年3月31日まで

## 8 問い合わせ先及び書類提出先

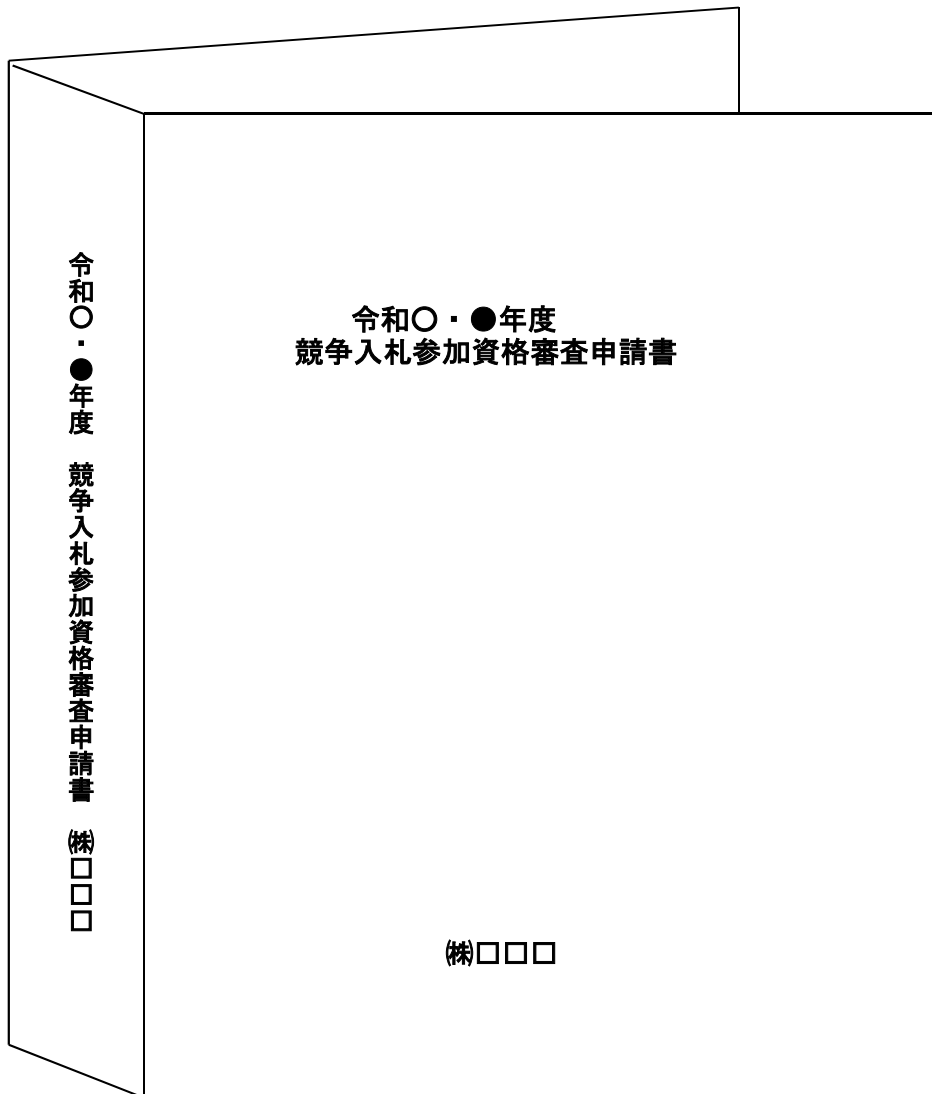
〒925-8501

羽咋市旭町ア200番地

羽咋市役所総務部企画財政課契約係

電話 0767-22-7162

# 提出用ファイル記載例



※必ず指定された色のファイル（A4サイズに限る）を使用してください。

	建設工事	測量・建設 コンサル
県内業者	桃色	水色
県外業者	緑色	灰色

- ・ 県内業者＝本社・本店が石川県内にある業者
- ・ 県外業者＝本社・本店が石川県外にある業者